



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*63 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)..... 1

○ 告示

- 443 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 3
- 444 大規模小売店舗の変更の届出 (")..... 4
- 445 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (")..... 5
- 446 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 6
- 447 県営ため池等整備事業の工事の完了 (")..... 6
- 448 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 6
- 449 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 6
- 450 " (")..... 7
- 451 " (")..... 7
- 452 " (")..... 8
- 453 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 8
- 454 " (")..... 8
- 455 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 9
- 456 " (教育委員会)..... 9

○ 労働委員会告示

1 あっせん員候補者名簿の公示 10

○ 監査公表

- 監査公表第11号 11
- 監査公表第12号 13
- 監査公表第13号 14
- 監査公表第14号 15
- 監査公表第15号 16

規 則

和歌山県規則第63号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(深夜の飲食店営業等に対する規制基準)	(深夜の飲食店営業等に対する規制基準)

第25条 条例第39条第1項に規定する規則で定める営業は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第34条の2第2号に規定する飲食店営業(設備を設けて客に飲食させるものに限る。)とする。

2～4 略

別表第3(第5条関係)特定施設
(その1)～(その3) 略
(その4) 排出水に係る特定施設

1～16 略

17 削除

18 略

19 前項に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

(1)～(4) 略

20～51 略

(その5)～(その7) 略

別表第5(第7条関係)排出基準

(その1)～(その3) 略

(その4) 排出水に係る排出基準

(1)・(2) 略

(3) 環境項目に係る排出基準

項目	許容限度
略	
大腸菌数 (単位 $\frac{1}{\text{ミリリットル}}$ につきコロニー形成単位)	日間平均800

備考 略

(4) 測定方法

項目	測定方法
カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、	略

第25条 条例第39条第1項に規定する規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。

(1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業であって設備を設けて客に飲食させる営業

(2) 食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業

2～4 略

別表第3(第5条関係)特定施設

(その1)～(その3) 略

(その4) 排出水に係る特定施設

1～16 略

17 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

(1) 洗浄施設

(2) 分離施設

18 略

19 前2項に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

(1)～(4) 略

20～51 略

(その5)～(その7) 略

別表第5(第7条関係)排出基準

(その1)～(その3) 略

(その4) 排出水に係る排出基準

(1)・(2) 略

(3) 環境項目に係る排出基準

項目	許容限度
略	
大腸菌群数 (単位 $\frac{1}{\text{立方センチメートル}}$ につき個)	日間平均3,000

備考 略

(4) 測定方法

項目	測定方法
カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、	略

ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、弗素含有量、大腸菌数	略	ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、弗素含有量、大腸菌群数	略
略	略	略	略
(その5)～(その7) 略		(その5)～(その7) 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ドラッグコスモス湯浅店
 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字河久保1861番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和6年11月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,348㎡
- 6 駐車場の収容台数
 51台
- 7 駐輪場の収容台数
 12台
- 8 荷さばき施設の面積

32.0㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

8.3㎡

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和6年3月27日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域づくり部地域づくり課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

湯浅町ふるさと振興課（有田郡湯浅町湯浅1982）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年4月26日から同年8月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第444号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤショッピングセンター和歌山

和歌山県和歌山市新生町7番20号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 代表取締役 今井康博

大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) イズミヤ和歌山店

和歌山県和歌山市新生町7番20号

(変更後) イズミヤショッピングセンター和歌山

和歌山県和歌山市新生町7番20号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(5) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

(1) 令和5年6月6日

(2) 令和5年9月2日他

(3) から (5) まで 令和6年11月29日

5 変更理由

(1) 大規模小売店舗の名称の変更のため

(2) 代表者及び小売業者の変更のため

(3) 実際の駐車需要を届出台数とするため

(4) 実際の駐輪需要を届出台数とするため

(5) 駐車場の一部廃止に伴い、出入口の数及び位置を変更するため

6 届出年月日

令和6年3月28日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年4月26日から同年8月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ御坊店

和歌山県御坊市野口590番地3

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第1362号

3 意見の概要

開店時刻が早まることによる騒音等のトラブルが発生するおそれがあるため、周辺環境に細心の注意を払い、周辺住民から苦情が寄せられた場合は、事業者において誠意をもって当該苦情の処理に当たられたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域づくり部地域づくり課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地2）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年4月26日から同年5月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第447号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 稲妻池地区
- 2 確定年月日 令和元年6月23日
- 3 工事を完了した時期 令和5年8月23日

和歌山県告示第448号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
	7001		令和 6.4.1	新宮市千穂一丁目7番2 2号	株式会社社美 代表取締役 倉谷良太	製材	新宮市千穂一丁目7番2 2号 新宮市あけぼの4-39

和歌山県告示第449号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第450号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第451号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第452号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第453号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第455号

令和6年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

令和6年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和6年3月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社第一製版印刷

和歌山市西浜1660番地421

5 落札金額

50,831,880円（うち消費税及び地方消費税の額4,621,080円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年2月16日

和歌山県告示第456号

令和6年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館資料課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たり納入価格）
資料本体価格の99.9パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月6日

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

令和6年4月26日

和歌山県労働委員会会長 田中祥博

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

（令和6年4月11日現在）

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～45期公益委員 39期～44期会長代理 45期会長	H24. 4. 4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～44期公益委員 45期会長代理	H26. 4. 2
こじまのりあき 小鷲典明	関西外国語大学教授	41期～45期公益委員	H28. 4. 6
ふじもとようじ 藤本陽司	（元）和歌山県商工観光労働部長兼労働委員会事務局長	44期～45期公益委員	R4. 4. 7
ふじたじゆんき 藤田隼輝	弁護士	45期公益委員	R6. 4. 11
うすきゆたか 臼杵豊	和歌山県電力総連会長	42期～45期労働者委員	H30. 4. 18
おかもとゆみ 岡本由美	連合和歌山女性委員会委員長	43期～45期労働者委員	R2. 4. 7
やまもとゆういち 山本龍一	連合和歌山会長	44期～45期労働者委員	R4. 4. 7
たにぐちこうへい 谷口考平	和歌山県医療労働組合連合会書記長	44期～45期労働者委員	R4. 4. 7
ひらたまさと 平田将人	UAゼンセン和歌山県支部支部長	44期～45期労働者委員	R4. 11. 9

おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～45期使用者委員	H25. 2. 6
いけだよしのり 池田慶憲	池田鉄工株式会社代表取締役	43期～45期使用者委員	R2. 4. 7
こだませいや 児玉征也	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	43期～45期使用者委員	R2. 4. 7
はせべたくみ 長谷部 巧	阪和電子工業株式会社代表取締役会長	44期～45期使用者委員	R4. 4. 7
うちたまきとし 内畑雅年	株式会社ウチハタ代表取締役社長	45期使用者委員	R6. 4. 11
おかはたくお 岡畑拓男	労働委員会事務局長		R6. 4. 11
かつらぎやすひろ 葛城泰洋	労働委員会事務局次長（審査調整課長事務取扱）		R6. 4. 11
ほりうちかえこ 堀内香恵子	労働委員会事務局審査調整課課長補佐		R4. 4. 7
やまだくにこ 山田邦子	労働委員会事務局審査調整課主任		R5. 4. 5
くろいひでやす 黒井秀康	労働委員会事務局審査調整課主査		R4. 4. 7

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和6年1月30日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の

執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

ア 海草振興局建設部

行政財産の占用許可事務の不適切処理等に関しては、令和3年9月7日に公文書の紛失と不適切処理について貴部から報道機関への資料提供がなされたところであり、令和4年3月16日に実施した監査において、「行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続が行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい」旨の指摘を行った。

この指摘を受けて、貴部から令和4年6月3日に「調定がなされていなかったものについては、法令に基づき適正に徴収するよう、手続を進めている。今後このようなことのないよう、公文書及び個人情報の適正管理についての研修を実施し、職員の意識向上を図った。また、再発防止策として、占用許可事務等に係る『申請受付簿』を備え付け、複数職員により進捗管理を行う体制を整備する」等の措置を行ったとの報告があった。

しかし、今回、河川の占用許可事務が著しく遅延している事例が新たに確認されたことは誠に遺憾である。

今後、このような事態が発生することのないよう、再発防止策の徹底を図られたい。

イ 和歌山県税事務所

県税の還付業務において、次の不適正な事務処理が発生していたので、税務業務全般において、今後このような事態が発生することのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

(ア) 不動産取得税の減額・還付の申請に係る書類を紛失していた。

(イ) 自動車税の過誤納金の還付において、第三者に誤って還付し、本来の還付すべき相手方への還付処理が遅延していた。

(2) 注意事項

ア 海草振興局建設部

(ア) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 廃川敷地が不法に占用されている土地について、適正に対処されたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 和歌山県児童相談所における法的業務の委託に係る委託料の支出について、弁護士に対する源泉徴収がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県工業技術センター

(ア) 研究所内LAN設備更新業務の委託契約について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

(イ) 負担金の支出において、支出すべき会議に係る負担金を支出していない事例があったので、適

正に処理されたい。

(ウ) 証紙が貼付されている書類を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

オ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 随時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 資金前渡日に出金していなかった。
- b 現金を直ちに戻入することなく金庫で保管していた。
- c 前渡資金精算票の出納機関への提出が遅延していた。

(イ) 新聞購読料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第12号

令和6年2月14日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 今後このようなことのないよう、自動車等使用台帳による自動車の適正な管理について、車両管理者・車両管理補助者を含めた部内職員に周知徹底した。

2 有田振興局建設部

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 収入事務について改めて研修を行うとともに、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に定められた期限までに督促状を発付するよう周知徹底し、適正な事務処理に努めている。

3 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。

4 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和5年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

教科用図書を二重に給与し、過給与分の教科書代金相当額を国へ返納している事例があったので、適正に処理されたい。

注意事項

今後このようなことのないよう、関係職員に周知するとともに、決裁権者も含めた複数人による確認作業を徹底することで、再発防止に努める。

和歌山県監査公表第13号

令和6年2月14日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 佐 藤 武 治

和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 令和5年11月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品の廃棄業務委託について、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 資金前渡により購入した消耗品の納品について、納品検査が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 関係法令に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p>

2 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和5年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 電気料金の支払において、延滞利息を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 廃川敷地については、令和4年度末で1件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(3) 椿山ダム修繕工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、変更の手続がなされていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 契約先の変更があった場合は、支払方法等を確認し、庁内関係機関との間で情報共有の上、複数人での確認を徹底するとともに、随時資金前渡口座の通帳記帳や引落しが正確に行われているかを定期的に確認することにより、事務処理の適正化を図るよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 王子川の廃川敷地については、令和5年度中に4名の不法占用物件の撤去を確認し、不法占用の再発防止策として舗装を実施した。なお、残る対象者については売払い交渉を進めるが、売払いが困難な場合は撤去指導を継続していく。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条に基づく書面と、請負者から提出を受ける建設廃棄物処理に係る関係書類の内容を複数の職員で確認することを周知徹底した。</p>

3 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 令和5年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

注意事項

出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき、遺漏なく適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

和歌山県監査公表第14号

令和6年2月16日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和5年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 郵便切手類使用簿について、購入された枚数が記載されず、誤った枚数となっているにもかかわらず検印していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 郵便切手類の適正な管理のため、郵便切手類の購入時には、担当職員は、郵便切手類使用簿への記載を必ず当日中に行うとともに、検印する者は、現物の枚数確認に加え、領収書による購入日付等の確認を確実に実施するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和5年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 県有林管理委託業務の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和5年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 廃川廃道敷地については、令和4年度末で5件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 県道田辺龍神線沿いの廃道敷地については、公図混乱地域であり、処分を行うには公図訂正が必要となることから、田辺市が行う地籍調査終了後、遅滞なく適切な処分を行っていく。 西の又川沿いの廃川敷地についても、公図混乱地域であるため、田辺市が行う地籍調査終了後、田辺市と処理方法について引き続き調整を行っていく。 日置川沿いの廃川敷地については、引き続き地元関係者、関係機関等と協議を行うとともに、適正な管理に努める。 汗川沿いの廃川敷地については、地籍調査の結果、現地確認が不能（現況は河川）であることから、河川課と協議の上、河川敷として適正な管理を行っていく。 根皆田川沿いの廃川敷地2箇所のうち、1箇所につ</p>

<p>(2) 農林水産業使用料（漁港占用料）において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 使用料及び賃借料の支出負担行為票の取消しについて、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>いては、現況が里道であるため、上富田町と協議し適切な処分を行っていく。もう1箇所については、河川管理用通路に接する土地であり、河川と一体的に管理すべきであると解するため、河川課と協議の上、適正な管理を行っていく。</p> <p>(2) 占用者に対して、延滞金の徴収を行うとともに、和歌山県海岸占用料等徴収条例（平成12年和歌山県条例第64号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 支出負担行為の取消しの決裁について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、決裁権者を含め、関係職員に周知徹底した。</p>
---	---

4 紀南県税事務所

監査実施年月日 令和5年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 県税の収納において、納付書兼領収証書を再発行した際に、誤った納付書兼領収証書を交付し返金している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後このようなことのないよう、窓口で納付書兼領収証書を再発行する際には、複数の職員で記載内容のチェックを行うこととした。 また、全職員を対象に個人情報に記載された印刷物の取扱いについての研修を行い、誤って交付することのないよう周知徹底した。</p>

5 紀南児童相談所

監査実施年月日 令和5年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ETCカード取扱いマニュアルに基づき、ETCカードを使用する際には、「ETCカード使用承認・使用管理簿」において旅行命令権者から使用の承認を得るよう、職員に周知徹底した。</p>

6 白浜警察署

監査実施年月日 令和5年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 朝礼や署内会議の場において、交通事故防止に関する資料等に基づき具体的な指示及び教育・研修を実施するとともに、運転訓練及び月に一度の一斉点検を行うなどして、交通事故防止等に努めている。</p>

和歌山県監査公表第15号

令和6年2月16日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>安全運転意識の向上について、警察庁が作成した動画等による職場研修を行い、常に安全運転の励行を意識するよう、職員に周知徹底した。</p>

2 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 調定の時期を遅延し、日付を遡り調定していた。</p> <p>イ 年度を越えて調定していた。</p> <p>(2) 随時の資金前渡による消耗品の購入において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定を行うべきものをリスト化するとともに複数職員で調定漏れがないかをチェックし、和歌山県財務規則の運用について(依命通達)(昭和63年4月1日付け出第1号)等に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

3 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>復命の際、旅行命令における帰着時間の変更を失念したことに起因するものであり、過支給となった旅費について、返還処理を行った。</p> <p>今後このようなことのないよう、職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

4 東牟婁振興局申本建設部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可について、行政財産使用許可台帳を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) ETCカードを紛失していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則の運用について(依命通達)に基づき、適正な事務処理を行うよう、全ての収納員に対し改めて周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)及び和歌山県公有財産事務規程の取扱いについて(平成30年4月1日付け管第04010001号総務部長通知)に基づき、行政財産使用許可台帳を作成した。</p> <p>また、行政財産使用許可を行った際には速やかに台帳を作成し、変更があった場合には更新を行う等、行政財産の使用許可状況の適正な管理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 関係職員には、職場から借用しているETCカードであることを十分認識させ、その保管には細心の注意を払うよう指導した。</p> <p>また、今後このようなことのないよう、全職員に対して職場研修を行い、ETCカードの借用時には適切な保管を行うよう、周知徹底した。</p>

(4) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(4) 和歌山県財務規則の運用について(依命通達)に基づき、出納機関への合議区分を確認し、複数人でのチェックを行った上で、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事について、覆工コンクリートに空洞が存在し、厚さが不足している施工不良が判明した。 当該工事について、現場確認と進捗管理が不十分であったことに関する検証を含め、施工不良の原因究明を徹底して行い、今後このような事態が生じることのないよう、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>注意事項 (1) 新宮港港湾保安警備業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。 (2) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 八郎山トンネルの施工不良に係る今後の対策については、技術検討委員会を設立し、原因究明や対策工法、再発防止策について検討を行っている。委員会の指導により、覆工コンクリートを取り壊し、支保工について施工状況を確認したところ、ほとんどの区間で正しい位置に設置されていないことが判明したため、12月20日に開催した委員会において、覆工コンクリート、鋼製支保工、ロックボルト及び吹付コンクリートを全て撤去の上、正しい位置に再設置することが決定し、現在、覆工コンクリートの取壊しを行っている。 また、今回の施工不良や段階確認の不備を踏まえ、施工中である国道168号相賀高田工区1号、2号トンネルの段階確認の徹底、課長及びグループリーダーによる定期的な現場確認や業者との打合せへの同席など、再発防止に努めている。 今後このようなことのないよう、全ての工事の着手前に施工業者との打合せにおいて、当該工事における段階確認を担当課長等が決裁するよう組織体制を強化することや、段階確認等の立会い時のポイントの周知、段階確認の監督実務の習得に向け、トンネル現場研修への参加など職員の技術力の強化を図っていく。</p> <p>注意事項 (1) 和歌山県財務規則、和歌山県財務規則の運用について(依命通達)、契約保証金の取扱いについて(平成25年3月1日付け会第834号会計局会計課長通知)等の関係例規を十分確認した上で、契約保証金の免除に係る契約実績の内容についての確認を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県財務規則、和歌山県財務規則の運用について(依命通達)等の関係例規を十分確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 負担金の支出負担行為において、契約を締結しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給</p>	<p>注意事項 過支給となった旅費については、早急に返納手続を行</p>

している事例があったので、適正に処理されたい。

った。今後は職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

8 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）等に基づき、行政財産使用許可の変更を行った上で、使用料の徴収不足分を収納した。 今後このようなことのないよう、行政財産使用許可について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>